

令和8年度 新潟大学研究活動出張時帯同・保育等支援制度 公募要項

令和8年3月5日
研究統括機構

1 趣旨

本制度は、研究活動に伴う出張時、養育する子の帯同又は一時預かり保育等を利用する研究者に対し、係る費用の一部を支援するものである。これにより、研究者の研究活動支援、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るものである。

2 対象

- ・本学に所属する、教員(特任を含む教授・准教授・講師・助教・助手)、並びに、研究活動又は研究活動補助を行う教室系・医療系技術職員とする(以下「教員等」という)。その他、研究統括機構長が特に必要と認めた教員等に支援を行う。
- ・本学の研究活動に伴う用務にて出張する際、養育する子の出張帯同に係る交通費・宿泊費等の費用、又は、一時預かり保育・ベビーシッター・病児病後児保育(通常の保育園及び延長保育は除く)等の利用費を、教員等が負担する場合に支援を行う。
- ・支援対象となる教員等が負担する子の帯同・保育等費用は、教員等の出張期間中の帯同・保育等費用とする。
- ・養育する子は、小学校3年生修了までを対象とする。
- ・教員等の出張は旅行命令によるものとし、出張後、旅行報告書の写しを徴取するものとする。

3 支援

- ・支援対象となる教員等が養育する子1人1日当たり3,000円(源泉徴収税を含む)の支援金を支給する。
- ・支援対象となる教員等が養育する子1人当たり、一年度につき9,000円(3日分、源泉徴収税を含む)を支援金の上限とする。

4 申請・報告

- ・下記の手続きフォームにて申請を行うこと。
新潟大学研究活動出張時帯同・保育等支援制度 手続フォーム
<https://forms.office.com/r/Kamf6qJduM>
- ・出張後2週間(出張が連日の場合は、最終日から2週間)を超えて申請されたものについては受け付けない。

5 留意事項

- ・申請を行った教員等の旅行報告書については、出張手続きを行う部署より写しを徴取する。
- ・支援金は、源泉徴収税を差し引いた上で支給する。
- ・支援金を支給した教員等について、虚偽の申請が判明した場合、教員等は支援金を返還しなければならない。

6 その他

申請状況により、受付を早期に終了することがある。

7 問い合わせ先

研究企画推進部 研究推進課 研究資金係

Email: kenkyo2@adm.niigata-u.ac.jp

内線:5642・5457